

最低制限価格の算定方法について（土木施設維持管理委託（除草・剪定業務））

令和8年（2026年）4月1日改正

令和6年の担い手3法改正を踏まえ、建設業従事者の処遇改善、担い手の確保の取組をさらに促進させるため、また、入札制度のさらなる透明性を確保するため、滋賀県が発注する土木施設維持管理委託（除草・剪定業務）における、最低制限価格を設定する場合の算定方法を以下のとおりとします。

(1)最低制限価格

全除草・剪定業務において、以下の国土交通省の低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施対象価格の算定式に基づき算出した額の±0.5%の範囲において、秘匿性を確保するため、無作為に設定した係数を乗じて設定します。

[算定式]

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の一部改正について
(平成31年3月29日付け国地契第76号、国官技第457号、国営計第174号)